

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外48名

被控訴人 千葉県知事 外2名

控訴人準備書面(13)

2012(平成24)年9月21日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

菅野

泰



同

廣瀬

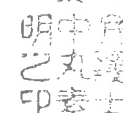
理夫



同

中丸

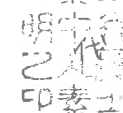
素明



同

植竹

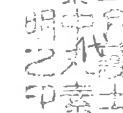
和弘



同

拝師

徳彦



同

及川

智志



同

島田

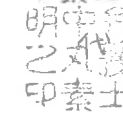
亮



同

山口

仁



同

近藤

裕香



目 次

はじめに	3
1 本訴訟における地すべり問題の経緯.....	4
(1) 実質の審査を回避した原判決	4
(2) 国土交通省も地すべりの危険性を認め、見直しを行った.....	5
2 原審での被告・被控訴人の主張.....	6
(1) 準備書面での主張.....	6
(2) 国土交通省の従来地すべり対策.....	7
(3) 従来地すべり対策の費用.....	9
3 原審での原告・控訴人の主張.....	10
4 国土交通省が示した新たな地すべり対策	12
(1) 八ッ場ダム検証報告の地すべり対策	12
(2) 従来地すべり対策との比較	14
(3) 新たな地すべり対策に伴う増額に対する 6 都県の拒絶反応	16
5 振り出しに戻って新たな審理を	17

はじめに

国土交通省関東地方整備局は、平成23年11月、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」と題する検討報告書を作成し、その中で、「4. 八ッ場ダム検証に係る検討の内容」（甲D第32号証）という項において、八ッ場ダム貯水池周辺の地すべり対策について新たな対策を公表した（甲D第32号証）。この関係部分は僅か9頁のものであったが、それによると、地すべり対策の箇所数で従前の4倍、予算規模では25倍となる工事計画となっていた。この見直しの規模から見ても、貯水池周辺の地すべり対策は、新たに始まったに等しい。

控訴人らは、その検討報告書の基礎資料である、地質コンサルタント会社作成の委託調査報告書（おつて、研究者の鑑定報告書と共に提出する）を、本年5月、情報公開請求によって入手した。現在、専門家にその分析を依頼しているところであるが、対策工法などに大きな問題がある。国土交通省が、このように地すべり対策の見直しを行なうに至ったことは、これまでの原告・控訴人らや、マスコミなどからの危険性の指摘が的を射ていたことを示すものであるが、控訴人は、改めて準備書面を提出し事実を明らかにする予定である。しかし、これについては若干の時間を要する。

この段階に至って、大規模な地すべり対策工事計画が立てられたということ自体、国土交通省のダム建設計画の不手際と杜撰さを示して余りあるものであるが、これまで訴訟上では審理、論議されてこなかった新たな地すべり問題が生じており、国土交通省を訴訟の当事者として迎え、責任のある答弁と説明を求めるべき事案であると確信する。八ッ場ダムが完成したとして、これの機能が発揮できるのかについて重大な疑問が存在しているのに、これを看過して流域都県がダムの建設負担金を負うことは許されるべきではない。本準備書面は、控訴人らの地すべりの危険性についての本格的な主張の前に、この問題の重要性を指摘し、かつ、

国土交通省の訴訟参加の必要性を訴えるものである。

1 本訴訟における地すべり問題の経緯

(1) 実質の審査を回避した原判決

八ッ場ダム予定地は地質がきわめて脆弱であるので、ダムが完成して貯水し、水位を上下させれば、貯水池周辺の各所で深刻な地すべりが惹起される可能性が高い。実際に国土交通省による従来調査でも、貯水池周辺で地すべり発生の可能性があるところは22地区に及んでいた。ところが、国土交通省が地すべり対策を具体化したのはわずか3地区のみであり、しかも、コスト縮減のため、合わせて5.8億円の対策費で済ませるというものであった。その余の地すべり問題については「ダム貯水池の湛水にあたっては、見落としのない様に、事前に貯水池全域を対象に再検討を行う」というもので、問題を先送りするものであった。地すべりの危険性はダムの安全性の根幹に関わることであり、さらに、その対策の内容によってはダム事業費が少なからず増額され、そのことはダム参画予定者の参画是非の判断にも影響することであるから、問題先送りで済ませられることではないことは言うまでもない。

原告・控訴人らは、国土交通省が予定している対策では、その対象範囲についても、また防止策においても、きわめて不完全であると主張してきた。

原判決は、「国交省は、地すべりの可能性について一定の調査に基づき、判断を行っており、今後も調査をし、対応することが可能であるといえるのであるから、現時点で、八ッ場ダムについて地すべりの危険性があるというためには、国交省の判断が不合理であり、今後の対応によっても地すべりの発生する可能性がある箇所、地すべりの発生を防止するために必要な対策工事を行うことが不可能であるか、そのような対策工事を行わないことが確定している（地すべりの危険を放置している）ような場合に限られるというべきである。」と判示した（77～78頁）。原判決は、問題先送りの国土交通省の無責任な見解を追認すると

ともに、地すべりの危険性の立証責任を原告に求めるというきわめて不当な判示であった。

(2) 国土交通省も地すべりの危険性を認め、見直しを行った

しかし、ダム関連工事が進む中で、八ッ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性はマスコミでも度々取り上げられ、地元住民から災害発生への不安の声が出されたことにより、ようやく国土交通省も重い腰を上げざるをえなくなった。そこで、平成22年10月から開始された八ッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省は地すべり対策を検討し直し、その結果、10地区において約110億円の費用をかけて対策を行うことを明らかにした。対策済みの1地区も含めると、対象地区は11地区となった。さらに、国土交通省は、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区で対策を講ずるとした。

このように、被控訴人が原審で主張していた国土交通省の危険の認識は大きく変わり、八ッ場ダムをつくれば、ダム貯水池周辺で地すべりが多発する危険を認め、大急ぎでその対策計画をつくったのである。この点で、これまでの原告・控訴人らの主張の正当性は裏付けられたところである。それとともに、貯水池地すべりの危険性の訴訟上の論議、審議は、ほとんど振り出しから始めなければならぬ状況になった。これについて、原告・控訴人らに何らの責められるべき落ち度はない。

八ッ場ダムの検証で示された新しい地すべり対策が実施されたとしても、貯水池周辺での地すべりの危険性が解消されるわけではない。検証の概要資料を地すべり問題の専門家が検討したところ、基本的な問題がいくつか浮かび上がってきている。

そこで、控訴人らは国土交通省が新たに地すべり対策を検討した元資料である委託調査報告書を情報開示請求で求めたところ、ようやく平成24年5月になって開示された。控訴人らは、この委託調査報告書に基づく鑑定意見の作成を専門

家に依頼した。その鑑定意見の結果を待って、地すべり問題の準備書面を新たに提出し、今後予想される地すべりの危険性を明らかにすることにする。

2 原審での被告・被控訴人の主張

(1) 準備書面での主張

被告・被控訴人は準備書面（13）（平成19年5月18日）では、国土交通省が設置した「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」で十分に審議されたとした上、川原畑地区二社平と林地区勝沼など3箇所を押さえ盛土工法を行えば十分と判断されるとし、安全性は確保されると、次のように主張していたのである（同7～8頁）。

「八ッ場ダムについては、貯水池周辺全域を対象に、空中写真、地形図、地質図、文献資料等を収集し、それらをもとに、地すべり地の可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として22箇所を抽出した（乙277号証の3 図1参照）。

次に、その22箇所を対象に現地踏査により、詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行い、また、各箇所の既存調査データの収集・整理を行った。その結果から、対象とした箇所の地形成因が地すべりによるものかどうかの判定を行い、湛水による地すべりの可能性が考え難い箇所として17箇所、湛水による地すべりの可能性が高く、精査が必要な箇所として5箇所（川原畑地区二社平地区、横壁地区白岩沢、林地区久森2箇所及び林地区勝沼）を分類した。なお、その後、湛水による地すべりの可能性が高い5箇所のうち、林地区勝沼を2箇所に分割したため、湛水による地すべりの可能性が高い箇所は6箇所となった。」（7頁）

「八ッ場ダムについては、精査が必要とされた6箇所を対象に、詳細踏査、ボーリング調査、動態観測等を実施し、地すべり地形の有無、地すべり面の有無及び深度、並びに地すべり規模の特定を行い、その上で地すべり対策の必要性につ

いて検討を行っている。

これらの調査・検討の結果、概査で湛水による地すべりの可能性が高い箇所
に分類した6箇所のうち、林地区久森の1箇所は概査の時点で想定していたような
地すべり地ではなく、また、林地区久森のもう1箇所と横壁地区白岩沢は、地す
べり地であっても地すべりの影響範囲に保全対象物がなく、貯水容量への影響が
少ないことから、これら3箇所は地すべり対策の必要はないと判断された。」(8
頁)

しかし、この主張は、もろくも崩れ去った。国土交通省自身が地すべりの危
険性を認め、新たな対策工事が必要と言い出したからである。

(2) 国土交通省の従来地すべり対策

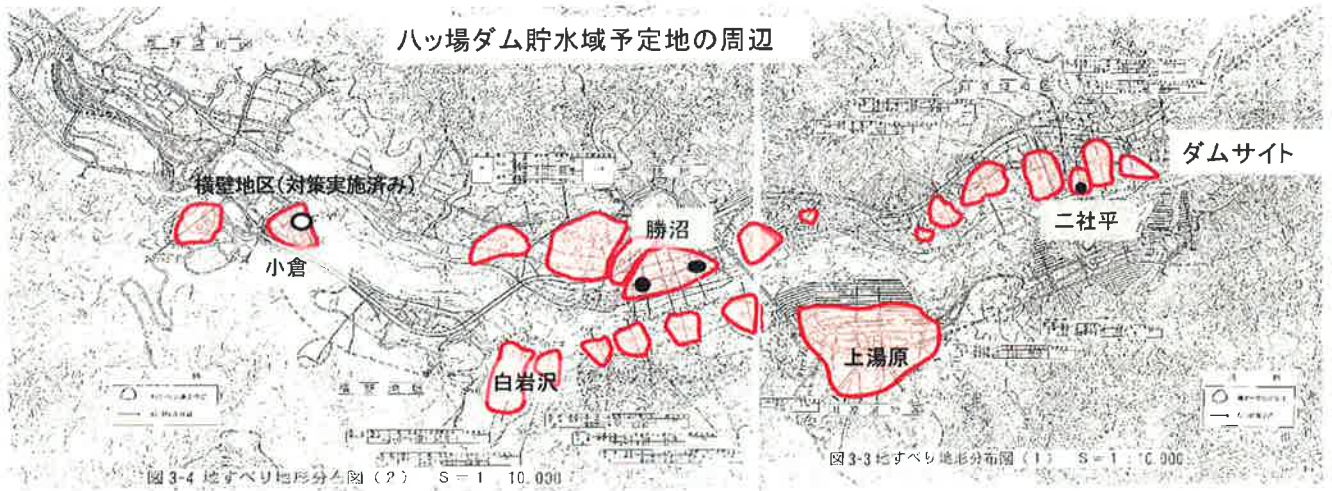
国土交通省の資料を使って、被告・被控訴人が主張した国土交通省の地すべり
対策をもう少し詳しく見ると、次のようになる。


国土交通省の資料としては八ッ場ダム工事事務所のホームページの図の他は、
甲D第31号証の1を使用した。これは、八ッ場ダム建設事業第2回基本計画変
更を控え、平成15年9月26日に東京都等の6都県が国土交通省関東地方整備
局に出した質問(甲D第31号証の2)に対して、同年10月8日に同局が6都
県に出した回答のうち、質問20)に対する回答として添付された別紙7の図面
である。

① 地すべり可能性があつて湛水の影響を受ける地域の抽出と地すべり対策箇 所の選定

地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として下図(八ッ
場ダム工事事務所のホームページより作成)の22箇所を抽出したが、地すべ
りの発生が考え難い、岩盤地すべりがない、湛水により不安定になるブロック
が影響を及ぼす範囲内に保全対象物がないことにより、川原畑地区二社平の1

箇所と林地区勝沼の2箇所、計3箇所のみを地すべり対策箇所とする（対策実施済みの横壁地区小倉を除く）。



 地すべりの可能性があって湛水の影響を受ける地域として抽出した箇所

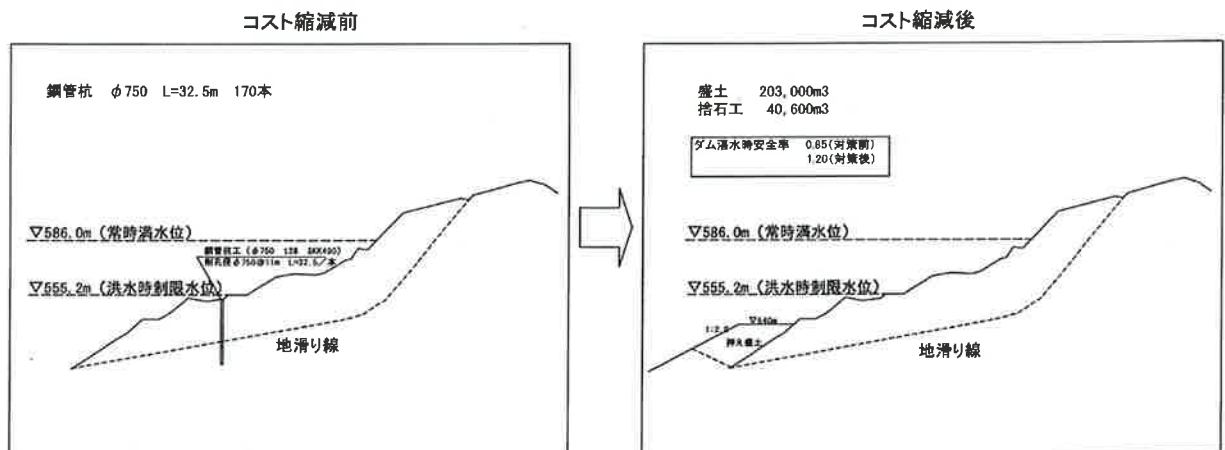
② 林地区勝沼

林地区勝沼はコスト縮減のため、下図のとおり、本来の工法である鋼管杭工法をやめ、押さえ盛土工法を中心とする対策に変更する。これにより、対策費は35.54億円から1億円に縮減される。

勝沼地区地滑り対策

別紙-7-5

対策断面図

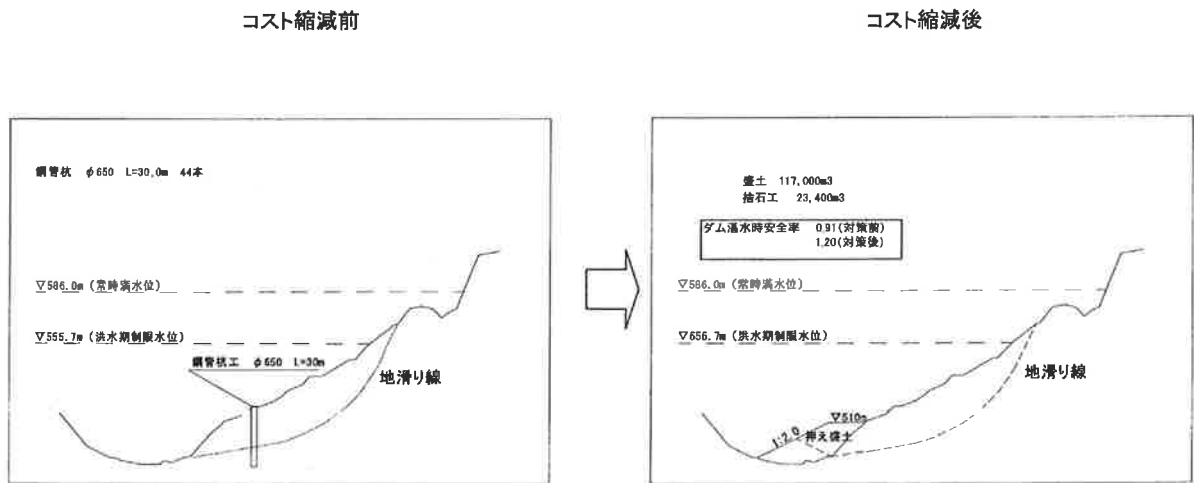


③ 川原畑地区二社平

川原畑地区二社平もコスト削減のため、本来の工法である鋼管杭工法をやめ、押さえ盛土工法を中心とする対策に変更する。これにより、対策費用は9.68億円から0.87億円に削減される。

二社平地区地滑り対策

対策断面図

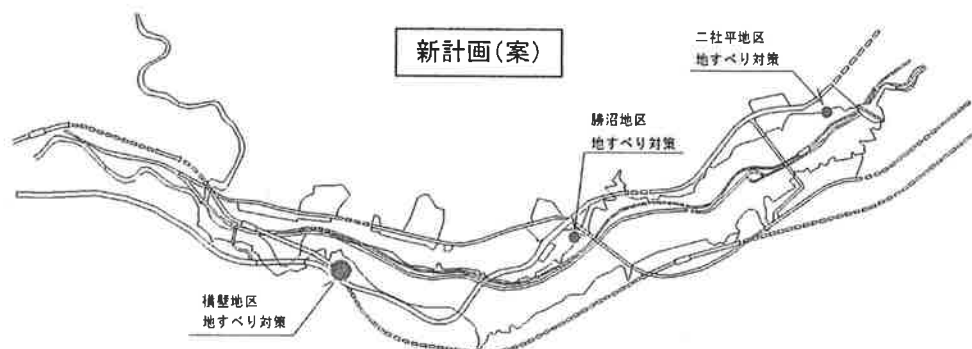


(3) 従来の地すべり対策の費用

以上のように、従来の地すべり対策の計画は対象を林地区勝沼と川原畑地区二社平だけに絞り、しかも、本来採用すべき鋼管杭工法を押さえ盛土工を中心とする工法に変えることにより、大幅なコスト削減を行い、対策済みの横壁地区小倉も含めて5.82億円で済ませるというものであった(下記の図表を参照)。また、押さえ盛土工法も後述するように、盛り土量を少量にとどめる計画であった。

この資料は八ッ場ダムの総事業費を2,110億円から4,600億円に変更する第2回基本計画変更の際に事前説明として国土交通省から出されたものであり、種々の要因で総事業費の大幅増額が必要とされたが、地すべり対策はコスト削減が専ら優先され、対策地区も対策工法もひどく絞り込まれた。

このように、地すべり対策を重視せずに策定されたのが、総事業費 4,600 億円の現在の八ッ場ダム事業基本計画なのであり、被告・被控訴人はその基本計画に同意しているのである。



工種	現事業費		新事業費(案)		増減	
	数量	金額 (百万円)	数量	金額 (百万円)	数量 (千円)	金額 (百万円)
横壁地区地滑り対策	1式	234	1式	395	1式	161
勝沼地区地滑り対策	0式	0	1式	(3,554) 100	1式	(3,554) 100
二社平地区地滑り対策	0式	0	1式	(968) 87	1式	(968) 87
計		234		(4,917) 582		(4,683) 348

注) () 書きはコスト縮減前額である。

3 原審での原告・控訴人の主張

一方、原告・控訴人は原審で次のように主張した。

八ッ場ダム貯水池の湖岸斜面において、少なくとも4箇所地区では湛水地すべりの危険が現在している。

(1) 川原畑地区二社平の地すべり

川原畑地区の二社平とその周辺(三平、上の平など)の地層は、基盤は「八ッ場層」であるが、この地では、そこへ後から「温井(ぬくい)層」と呼ばれる溶岩が割り込んで(貫入)がきたことと、それに伴って酸性の高温温泉が上昇したことにより、八ッ場層は熱水変質を受け、粘土化したり風化が早まってひどく脆弱化し、斜面の下方へ移動する地すべりを起こしている。

二社平の尾根筋全体が地すべり地で、激しい崩壊が起こっていることは争いが
ないが、国土交通省が設定している「すべり面」は、地すべりの進行を示す滑落
崖も分離丘もその周辺の空洞帯も含まれていない。このように過小評価した「す
べり面」を前提に現計画の容量の押さえ盛土工法が設計されているから、「すべ
り面」が拡大した場合には、極めて効果が小さく、安全の確保は到底期待できな
い。

(2) 林地区勝沼の地すべり

林地区勝沼では、平成元年10月、JR吾妻線の路盤が沈下し、国道が押し出
されるという、幅と奥行きが400mという大きな地すべりが起きた。群馬県は、
地下水を抜くための井戸（集水井）を9箇所つくり、下流側の斜面の下部にはア
ンカーボルトも設置して、地すべりの動きを止めた。

国土交通省は、勝沼については3つの地すべり地を想定したが、そのうち、最
も大きな中央部の地すべり地は、「地すべり面が確認されておらず、滑動する可
能性は極めて小さいと判断される。」として、対策は採らないとし、残り2箇所
だけを押さえ盛土工で対処するとした。しかし、平成元年の大きな地すべりは中
央部の大きな地すべり面で起きた可能性が高く、国土交通省はそのことを無視し
て安上がりの対策で済まそうとしている。群馬県が設置した集水井のほとんどは
ダム湛水後は水面下になり、機能しなくなるので、安易な地すべり対策で終わら
せるのは危険である。

(3) 横壁地区白岩沢右岸の地すべり

横壁地区の白岩沢右岸について、国土交通省は、7つの地すべりブロックを想
定し、そのうち、吾妻川よりの「ブロック7」だけを湛水によって不安定化する
地区としている。国土交通省は、そのブロックは湛水すると地すべりを起こす危
険を認めているものの、ここで滑っても守らなければならない財産がないので、
対策は採らないとしている。しかし、そのブロックが滑れば山側へ連鎖して地す
べりが拡大する恐れは十分にある。この連鎖の危険性は奥西一夫京都大学名誉教

授も証言で指摘しており、この危険度は極めて高いと言わざるを得ない。

(4) 横壁地区小倉の地すべり

地質調査会社の委託調査報告書でも、夏季、ダム水位が下がったとき、造成盛土層の下部の土石流堆積物などの層から川側の斜面へ地下水が流れ出し、一緒に土砂を運ぶから、上部の宅地造成地盤が沈下するおそれがあると警告している。宅地地盤の下の土石流堆積物などの層から地下水が流れ出していることは、冬季、この崖面一帯に巨大なつららのカーテンができることで明らかである。

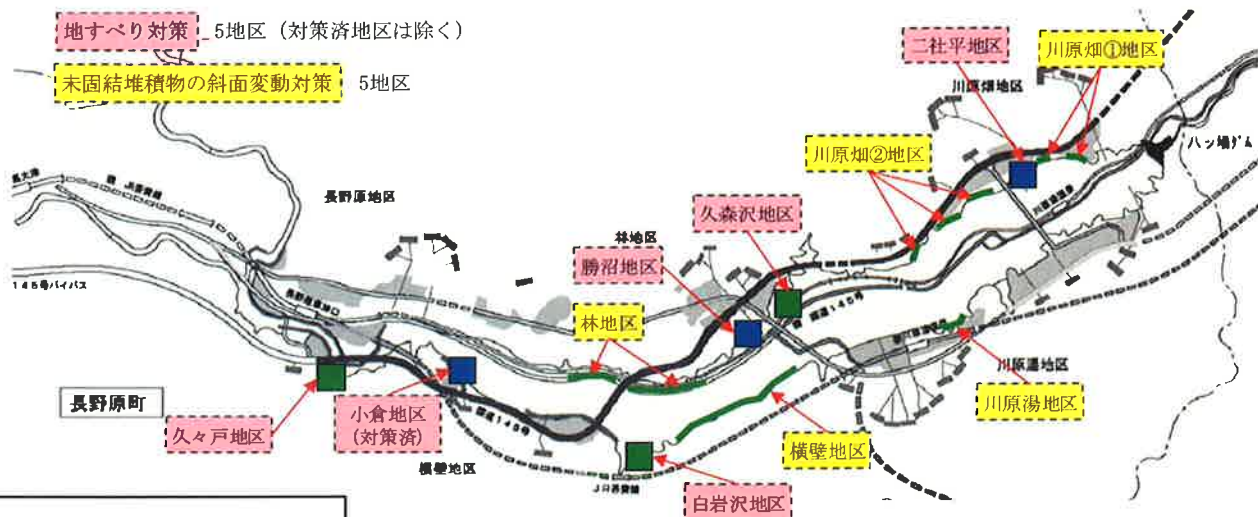
なお、同地区については平成10年の集中豪雨で小倉集落周辺で亀裂が発生し、緊急の地すべり対策が実施されたが、上記の委託調査報告書が指摘した問題とは別の現象への対策であり、問題は解消されていない。

4 国土交通省が示した新たな地すべり対策

(1) ハッ場ダム検証報告の地すべり対策

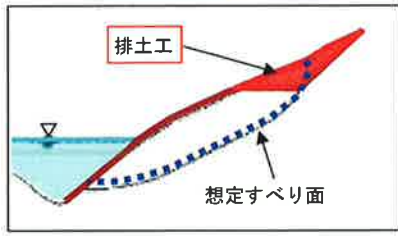
しかし、ハッ場ダム貯水池周辺の地すべりの危険性がマスコミでも度々取り上げられ、地元住民から災害発生への不安の声が出されたことにより、ようやく国土交通省も重い腰を上げざるを得なくなった。そこで、平成22年10月から開始されたハッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省は地すべり対策を検討し直し、その結果、10地区において約110億円の費用をかけて対策を行うことを明らかにした（対策済みの1地区も含めると、対象地区は11地区）。さらに、国土交通省は、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区で対策を講ずるとした。合わせて約150億円の対策費である。

新たな地すべり対策および代替地地すべり対策の内容は次に示す図表のとおりである。（甲D第32号証「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書『4. ハッ場ダム検証に係る検討の内容』、平成23年11月、国土交通省関東地方整備局」）

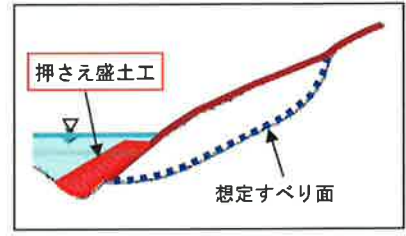


現計画で見込んでいる地区
 指針（案）に基づく点検の結果追加された地区
 ※現時点で考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定

	要因別	種別	地区名	対策工法（案）	備考
地すべり等対策	現計画で見込んでいる地区	地すべり	二社平（川原畑）	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	勝沼（林）	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	小倉（横壁）	排土工、押さえ盛土工、鋼管杭工	H21迄に実施済
	指針（案）に基づく点検の結果追加された地区	地すべり	白岩沢（横壁）	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	久森沢（林）	押さえ盛土工	
		地すべり	久々戸（長野原）	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原畑①	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原畑②	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原湯	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	横壁	押さえ盛土工	
未固結堆積物	林	押さえ盛土工			



排土工



押さえ盛土工

八ッ場ダム事業検証による新たな地すべり対策と従来の計画

種別	地区名	対策工法（案）	従来の計画の対策工法	
地すべり等対策	地すべり地形	二社平(川原畑)	排土工、押さえ盛土工	押さえ盛土工、捨石工
		勝沼(林)	排土工、押さえ盛土工	押さえ盛土工、捨石工
		小倉(横壁)	排土工、押さえ盛土工、鋼管杭工	H21迄に実施済
		白岩沢(横壁)	排土工、押さえ盛土工	なし
		久森沢(林)	押さえ盛土工	なし
		久々戸(長野原)	押さえ盛土工	なし
	未固結堆積物	川原畑①	押さえ盛土工	なし
		川原畑②	押さえ盛土工	なし
		川原湯	押さえ盛土工	なし
		横壁	押さえ盛土工	なし
		林	押さえ盛土工	なし
代替地安全対策	川原湯①	杭工	なし	
	川原湯②	杭工	なし	
	川原湯③	杭工	なし	
	川原湯④	杭工	なし	
	長野原	アンカー工	なし	

地すべり対策の全面見直しをせざるを得なくなったのである。

その結果、代替地の地すべり対策地区も含めると、対策地区は13地区も増えた。その中には、湛水で地すべりが起きても保全対象物がないことなどの理由で、国土交通省が地すべり対策の必要がないと判断した横壁地区白岩沢、林地区久森沢も含まれている。

また、従来の計画でも対象になっていた川原畑地区二社平、林地区勝沼も対策の内容が大きく変わっている。林地区勝沼について見れば、従来の計画では押さえ盛土工 20.3 万 m³、捨石工 4.06 万 m³の対策で良しとしていたが、新たな対策は、頭部排土の掘削工 89 万 m³、法面工（簡易吹付法枠、植生工）11.7 万 m³、押さえ盛土工 39 万 m³、リップラップ工 3.01 万 m³と、大幅に増強されている（甲D第33号証「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討『地すべり等の対策工』平成23年11月、国土交通省関東地方整備局）。それが十分な対策であるかどうかはさておき、国土交通省は従来はコスト縮減最優先で極力安がりの対策で終わらせていたのが、今回の検証では地すべり問題への姿勢を変えて、全面見直しを行っ

たのである。その結果、地すべり対策だけで約 150 億円の増額が必要となった。

(3) 新たな地すべり対策に伴う増額に対する 6 都県の拒絶反応

ハッ場ダム検討の場の幹事会では、新たな地すべり対策による総事業費の増額に対して、関係 6 都県は千葉県も含めていずれも拒絶反応を示した。6 都県側の主張として例えば、次の発言がある。(甲 D 第 3 4 号証「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第 8 回幹事会)議事録、平成 23 年 8 月 29 日)。

ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第 8 回幹事会) 平成 23 年 8 月 29 日開催

「○東京都都市整備局長代理

それから 3 点目は、資料 1-1 に関係することございまして、「堆砂計画及び総事業費の点検結果について」と縷々前提条件、考え方を説明されてございまして、最後の 8 ページのところ「新たな指針の作成等に伴う要素」で、地すべり対策関連で 149.3 億円が書かれてございます。注にはいろいろ書いてございますけれども、1 都 5 県からすれば、今の基本計画に示されている総事業費 4,600 億円は、平成 12 年度の地盤安定検討委員会の報告を前提につくられているものと理解されるものでございまして、検証を口実になし崩し的にさらにこれだけ費用が発生すると受けとめられる説明、あるいは資料の作り方はいかがなものか。これについては、どういうものなのかというのを改めて確認させていただきたい。これはどういう前提で示されているのか。我々としては、149.3 億円を前提として、基本計画の変更みたいなことに結びつけられるということであるとすれば、とてもこういう場で示されて、そうですかと受けとめられるものではないということでございます。」

都県側の主張は、4,600 億円への事業費増額の際に国土交通省が「平成 12 年度の地盤安定検討委員会の報告に基づいて地すべり対策を計画しているから、それ

で十分だ」と説明しておきながら、今さら、地すべり対策の見直しで事業費の増額が必要になるというのは承服しがたいというものである。

しかし、国土交通省の従来地すべり対策についてその内容を何ら吟味することなく、国土交通省のその場限りの説明を鵜呑みにし、本裁判でもその国土交通省の説明をオウム返しに主張してきた6都県側の責任も重大である。

5 振り出しに戻って新たな審理を

以上のとおり、八ッ場ダム事業の検証で国土交通省の地すべり対策の計画は大きく変わった。地すべり問題に関する原審での被告・被控訴人の主張は、コスト縮減を最優先した国土交通省の従来地すべり対策によるものであるから、その主張は今や意味を持たないものになった。

国土交通省が示した新たな地すべり対策で、八ッ場ダム貯水域の地すべりを十分に抑止できるかという点、決してそうではない。検証の概要資料を地すべり問題の専門家が検討したところ、対策対象外の地すべり地形の崩壊危険度が不明であること、地すべりの可能性に関する安定解析の信頼性に疑問があること、地震の影響が地すべりの検討でまったく考慮されていないことなど、基本的な問題がいくつか浮かび上がってきている。

そこで、上述のとおり、控訴人らは国土交通省が新たに地すべり対策を検討した元資料である委託調査報告書を情報開示請求で求めたところ、平成24年5月になってようやく開示されたのである。

控訴人らは、この委託調査報告書の解析と新たな地すべり対策の問題点の検討及び鑑定意見の作成を専門家に依頼した。その鑑定意見の結果を待って、地すべり問題の準備書面を新たに提出し、今後予想される地すべりの危険性を明らかにすることにする。

このように、被控訴人が原審で主張していた国土交通省の危険の認識は大きく変わり、国土交通省は八ッ場ダムをつくれれば、ダム貯水池周辺で地すべりが多発す

る危険を認め、新たな地すべり対策を示すに至った。この点で、これまでの原告・控訴人らの主張の正当性は裏付けられた。

そして、上述のように東京都は新たな地すべり対策に伴う事業費の増額に対して拒絶反応を示しているから、この地すべり問題に真摯に取り組むかの懸念も否定できない。そして、何よりも、貯水池地すべりという特殊な分野での安全性の審査と論議なのであるから、本訴訟においては、国土交通省を訴訟の当事者として迎え、責任のある答弁と解説を求めることが必要であることは何人も否定できない事実であろう。裁判所において、早急に訴訟参加の決定をなされることを切望する次第である。

以上